

## 大阪市立福島区老人福祉センターの指定管理予定者の選定について

大阪市では、大阪市立福島区老人福祉センターの選定にあたって、外部の有識者等からなる指定管理予定者選定会議を開催し、審査を行いました。

このたび、次のとおり指定管理予定者を選定しましたので、お知らせします。  
今後、市会の議決を経て、指定管理者としての指定を行う予定です。

### 1 指定管理予定者

名 称 社会福祉法人 大阪市福島区社会福祉協議会  
住 所 大阪市福島区海老江 6 丁目 2 番 22 号  
代表者 矢山 英夫

### 2 指定管理予定期間

平成 31(2019)年 4 月 1 日～平成 36(2024)年 3 月 31 日 (5 年間)

### 3 選定会議による選定審査等

#### (1) 申請の経過

募集要項の配布期間	平成 30 年 6 月 29 日～平成 30 年 8 月 31 日
現地見学会	平成 30 年 7 月 31 日
申請書の受付期間	平成 30 年 8 月 23 日～平成 30 年 8 月 31 日

#### (2) 審査経過

第 1 回 平成 30 年 6 月 22 日

第 2 回 平成 30 年 9 月 7 日

(第 3 回選定会議については他区老人福祉センターの指定管理予定者について審議)

#### (3) 申請団体

社会福祉法人 大阪市福島区社会福祉協議会

(4) 選定項目・審査結果

申請団体名	選定項目	配点	選定委員				平均
			A	B	C	D	
社会福祉法人 大阪市 福島区社会福祉協議会	施設の設置目的の達成及びサービスの向上	35	34	32	24	25	28.75
	市費の縮減	50	48	46	44	46	46.00
	申請団体	5	5	4	3	5	4.25
	社会的責任・市の施策との整合	10	1	1	1	1	1.00
	合計	100	88	83	72	77	80.00

(5) 選定理由

大阪市立福島区老人福祉センターの指定管理予定者の選定にあたっては、1団体から申請があり、大阪市立老人福祉センター指定管理予定者選定会議において、申請団体から提出された事業計画書等について、大阪市立老人福祉センター条例第15条に規定している選定基準に基づき総合的に評価・審査し、次の理由により指定管理予定者として適当であると判断しました。

社会福祉法人大阪市福島区社会福祉協議会については、これまでの実績を踏まえ、他施設・機関と連携を図りながら、高齢者の生きがいづくり活動や地域福祉活動等への支援について、具体的に提案されており、一層の市民サービスの向上が期待できる事業計画となっている。また、近年、高齢者の流入が多いといった地域の実情を適切に踏まえた具体的な提案がなされており、より一層の市民サービス向上が期待できる事業計画となっている。

今後は、区の人口動向を意識しながら、老人福祉センターの新規利用者の拡大が図られる取り組みを実施することを期待する。

以上の理由で、社会福祉法人大阪市福島区社会福祉協議会が、大阪市立福島区老人福祉センターの指定管理予定者として適当であるとの結論に達した。

4 選定委員名 役職 (五十音順)

池田 淳子 (認定NPO法人 大阪府高齢者大学校 理事)  
神部 智司 (大阪大谷大学 人間社会学部 人間社会学科 教授)  
西村 幸平 (公認会計士)  
野村 恭代 (大阪市立大学大学院 生活科学研究科 生活科学部 准教授)

( 担当：福祉局高齢者施策部いきがい課  
電話：06-6208-8054 )